

ようこそ！ つながりを広げ、 共によりよい学童保育を

編集部

*学童保育は地域によって、「学童クラブ」「子どもクラブ」「児童ホーム」「育成室」など、さまざまな名称で呼ばれています。国(厚生労働省)は、「放課後児童クラブ」と呼んでいます。

子どもたちは学童保育で、どのように過ごしているのでしょうか。「ただいま〜」と学童保育に帰ってきた子ども一人ひとりを、指導員は「おかえり！」と迎えます。子どもたちは「毎日の生活の場」である学童保育で、遊んだり、宿題をしたり、団らんを楽しんだり、一緒に遊ぶなどして過ごしま

す。疲れていたり体調が悪かったりしたときには、静養することもあります。そして、身のまわりの整理整頓、衣服の調整、清潔の維持、休息などの基本的な生活に属すること、そして係・当番活動、行事の取り組みなど、生活全般に関わるさまざまなことを行います。

四月、学童保育では、子ども・指導員・保護者、それぞれが新たな出会いを迎えます。子どもや保護者のなかには、新しい生活のはじめに、「学童保育ってどのよう

だろうか」「子育てと働くことを両立できるだろうか……」など、期待と同時に緊張を感じている方もいるのではないのでしょうか。本稿では、新しく学童保育に仲間入りする方、これまで関わってきた方と



一緒に、学童保育の成り立ちと制度の移り変わり、その役割などをふり返り、「一人ひとりの子どもが学童保育で充実した生活をおくれるように、保護者と指導員が力をあわせていくことの大切さ」について、あらためてたしかめあいます。

ねばり強い取り組みに 支えられて

二〇二〇年五月現在、全国には三万三六七一（支援の単位）の学童保育があり、一三〇万五四二〇人の子どもたちが通っています*。

学童保育の成り立ちをふり返ると、一九五〇年頃にさかのぼることができます。それ以降、保護者と指導員が力をあわせて自主的につくり、全国各地に広げられていきました。その後、行政が「保護者が運営する学童保育に補助金を出す」「行政が直接、運営する」

などして、施策として学童保育を実施するようになります。

長年におよぶ学童保育関係者の制度確立を求めるねばり強い働きかけもあつて、一九九七年、「児童福祉法」に「放課後児童健全育成事業」として位置づけられ、その数は急速に増えていきました。

「児童福祉法」には、「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」（六条の三）と定められています。ここで言う「労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害等も含まれます。

二〇一四年、国は厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を定め、これにもとづ

いて各市町村が最低基準となる条例を定めました。また、二〇一五年には、国が「放課後児童クラブ運営指針」を策定しました。二〇一五年四月以降、各地の学童保育は市町村の条例と、「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいて運営されています。

よりよい学童保育を めざして

現在でも学童保育には、さまざまな問題・課題（利用のための条件整備の遅れ、学童保育に対する行政や周囲の理解の不十分さ、予算の少なさなど）が残されています。また、自治体や学童保育現場によつて、実際の実施状況、保育内容、指導員の労働条件などは、さまざまであるのが現状です*。

このたびの「新型コロナウイルス感染症」への対応に関わつて、国は、学童保育は社会活動・経済活動を支える